

平成25年6月19日

美里町議会

議長 相澤清一 殿

総務、産業、建設常任委員会
委員長 大橋 昭太郎

総務、産業、建設常任委員会委員派遣報告書

本常任委員会は、所管事務調査を終了したので、委員会規則第22条の規定により下記のとおり報告する。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 調査年月日 | 平成25年5月30日 |
| 2. 調査視察地 | 福岡県糸島市 |
| 3. 参加委員 | 大橋昭太郎、梁川慶一、藤田洋一、橋本四郎、櫻井功紀
武者美太郎、村松秀雄、相澤清一議長 |
| 4. 随員職員 | 佐藤俊幸 |
| 5. 調査事項 | 防災について |

1 視察目的

本常任委員会は「災害に強いまちづくり」をテーマに調査、研究を行ってきた。主に美里町地域防災計画の第1編 総則と、第3編 震災対策編を検討してきたところである。その検討から、6項目の提言課題について確認をし、中間報告を行ってきた。

今後も引き続き、新たに策定された原子力災害対策編を含め美里町地域防災計画を検討していくに当たり、先進的な取り組みを行っている糸島市を訪ねて視察研修を行うことを目的とした。

2 糸島市の概要、立地

平成22年1月1日に前原市と二丈町、志摩町が合併し「糸島市」が誕生した。糸島市は中国の歴史書「魏志倭人伝」に記されている古代国家「伊都国」があった地である。大陸との玄関口として古くから文化が栄え、さまざまな史跡・遺跡などが市内各所に残されている。

糸島半島の中央部および西部と、その南側から南西の福岡県西端部の一帯を市域とする。北側と西端部は玄界灘に面し、東側は福岡市に接する。南部は脊振山地があり佐賀県と接している山岳地域で、西南部は唐津市、南東部は佐賀市に接する。

- 人口 99,772 人
- 世帯数 37,765 世帯
- 面積 216.15 km²

3 調査事項

① 糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）

糸島市は玄海原子力発電所から19km～42kmの範囲にあり、原子力災害対策重点区域の範囲（緊急防護処置を準備する区域）「UPZ」には、市内50行政区が含まれ、約5,500世帯、15,000人が対象となる。

糸島市の原子力災害対策計画も、本町の原子力災害対策編も原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針により作成されたものであり、大きく変わるものではないが、広域避難計画は具体的に計画されている。

糸島市原子力災害広域避難個別計画

福岡県原子力災害広域避難基本計画に基づき策定された。

玄海原子力発電所から半径30km圏内の範囲とした。

1 避難対象範囲の線引き

玄海原発から30kmの線引きは、行政区または自主防災組織の範囲を基本とす

る。ただし、物理的条件等によりそれにより難いときは世帯ごとに決定する。

2 避難先（指定避難所）

（二丈地区住民）

福岡市内 16 カ所

福岡市外 16 カ所

（志摩地区住民）

福岡市内 11 カ所

福岡市外 8 カ所

3 指定避難所への住民の振り分けと避難経路

行政区単位又は自主防災組織単位を基本とする。ただし、指定避難所の収容人数等により 1 行政区を 1 つの指定避難所へ振り分けできない場合は、分散した振り分けを行う。

主要避難経路は 10 路線とし、避難住民は混乱を避けるためあらかじめ指定された道路を通行し避難するよう努める。

4 避難手段

- ・避難手段は原則自家用車とし、努めて自主防災組織等の中で乗り合わせによる避難を行う。
- ・避難経路は渋滞を避けるため指定された道路を通行する。



糸島市の担当者から地域防災計画などの説明を受ける（5月30日）

② 防災対策専門員

嘱託職員であり、原子力発電プラントの研究員であった方があたられている。

業務

- 1 市の津波及び原子力災害対策について、地域防災計画に盛り込むべく、見直し作業を行う。
- 2 防災会議及び専門委員会並びにPTでの事務局の一員となり、事務を行う。
- 3 原子力発電所に関することや放射能、放射線の特徴について、市民に正しい理解を促進するための啓発活動を行う。

効果

- 1 地域防災計画の見直し（津波被害対策、原子力災害対策）
H24年 6月：津波災害対策を盛り込んだ地域防災計画の見直し終了
H24年 12月：原子力災害広域避難計画及び地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- 2 原子力防災に関する知識の普及と啓発
専門知識を生かし、原子力に関することや放射能・放射線の特徴等正しい理解を促進するため、出前講座による市民啓発や国や県、電力事業者等からの原子力に関する情報を分析し、職員に原子力に関する知識を啓発

出前講座

平成23年度：13回 平成24年度：15回

※平成25年度から毎月、市報に原子力豆知識を掲載中

③ 自主防災組織

糸島市では、平成22年度に福岡県自主防災組織設立促進モデル事業に取組み、1校区/7行政区で自主防災組織を立ち上げた。

平成23年度以降もその他の校区で徐々に立ち上げを行う予定であったが、東日本大震災を受け、自主防災組織の考え方を改めた。

その内容は、自主防災組織の重要な役割を情報の伝達と地域住民の避難誘導と位置づけ、きめ細やかで実働的な組織を目指し、行政区（自治会）の中で20戸程度を1つの組織とした避難のための組織を設立することにした。

※平成25年度5月30日現在、162行政区中161が設立。約1,700班

組織の育成及び市の支援策

- 1 自主防災組織における防災訓練の実施
 - 校区や組織での訓練の実施を依頼。
 - 訓練計画から消防本部が支援し、訓練指導を行う。
- 2 防災資機材の配備

- 防災行政無線個別受信機の配備
 - ハンドマイク及び誘導棒の配備
 - 市指定避難所に発電器、リヤカー、投光機、担架、毛布を配備
- 3 校区まちづくり推進事業を活用した防災備品等の整備
- 校区まちづくり補助金
(施設整備やまちづくり活動に対して市から補助金を交付)
 - 校区まちづくり施設等整備補助金を活用して、各校区で防災備品等を整備

④ 原子力防災協定

福岡県、福岡市、糸島市及び九州電力の間で、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって県民の安全安心確保することを目的に協定が締結されている。

名称は、「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定」である。

まとめ

- (1) 糸島市の原子力災害対策計画においては、避難先や避難経路、避難手段が決められ明示されている。
本町においても避難行動に関する計画を早急に策定しなければならない。
その場合、県内・県外の避難先との調整や避難経路、避難手段は国、県が率先して行うべきである。それらへの働き掛けを行い、町も調整等に努力する必要がある。
- (2) 放射能に関する専門的な知識を有する方からのアドバイスを継続的に受け、美里町地域防災計画（原子力災害対策編）の検証を常に行い、万全な計画とされたい。
また、糸島市では市報に原子力豆知識を掲載し、市民に放射能や放射線の特徴について正しい理解の啓発活動を行っているが、本町においても有効な知識の伝達手段と考えられる。
- (3) 糸島市では、自主防災組織の見直しを行い、組織の重要な役割を情報の伝達と地域住民の避難誘導と位置づけ、行政区の中で20戸程度を1つの組織とした避難のための組織を設立した。自助・共助の可能な範囲と捉えることもでき、その観点からの組織の検証も必要である。